令和６年第１回豊頃町議会定例会会議録（第１号）

令和６年３月６日（水曜日）

◎議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３	委員会報告第１号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第　４	委員会報告第２号	総務文教常任委員会所管事務調査結果報告
日程第　５	委員会報告第３号	産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告
日程第　６	議案第９号	令和５年度豊頃町一般会計補正予算（第７号）
日程第　７	議案第１０号	令和５年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　８	議案第１１号	令和５年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　９	議案第１２号	令和５年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１０	議案第１３号	令和５年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第２号）
日程第１１	議案第１４号	令和５年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第３号）
日程第１２	議案第１５号	令和５年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第３号）
日程第１３		令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第１４	議案第１６号	豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正
日程第１５	議案第１７号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第１６	議案第１８号	豊頃町立学校設置条例の一部改正
日程第１７	議案第１９号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第１８	議案第２０号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第１９	同意案第１号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第２０		請願の委員会付託
日程第２１		休会の議決

◎出席議員（９名）

１番	小笠原　玄　記　君	２番	後　藤　孝　夫　君
３番	岩　井　　　明　君	４番	杉　野　好　行　君
５番	藤　田　博　規　君	６番	大　崎　英　樹　君
７番	大　谷　友　則　君	８番	坂　口　尚　示　君
９番	中　村　純　也　君		

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　　　　長	按　田　　　武　君
副　　町　　長	菅　原　裕　一　君
教　　育　　長	中　川　直　幸　君
農業委員会長	井　下　睦　男　君
代表監査委員	山　口　浩　司　君
総　務　課　長	熊　谷　雅　美　君
企　画　課　長	小　野　直　人　君
住　民　課　長 会　計　管　理　者	加藤さおり　君
福　祉　課　長	鏑　木　政　洋　君
産　業　課　長	齋　藤　　　学　君
施　設　課　長	越　谷　光　裕　君
農業委員会事務局長	林　谷　一　徳　君
教育委員会教育課長	森　　　直　史　君
総　務　課　参　事	江　口　　　孝　君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長	山　田　良　則　君
庶　務　係　主　査	手　塚　健　人　君

午前１０時００分　開会

◎　開会宣告

●中村議長　ただいまから、令和６年第１回豊頃町議会定例会を開会いたします。

◎　開議宣告

●中村議長　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎　諸般の報告

●中村議長　議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山田事務局長。

●山田事務局長　諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に監査委員より、令和５年１１月から令和６年１月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

●中村議長　これで諸般の報告を終わります。

◎　行政報告

●中村議長　次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長　議長から発言のお許しを受けましたので、令和６年第１回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。

１、令和５年度繰越明許に係る各事業についてであります。

総務費において、国の法改正に伴い戸籍・住民基本台帳システム等の改修を実施するため「戸籍・住民基本台帳システム等改修事業」を、民生費において、低所得の子育て世帯に対し、世帯内で扶養されている１８歳以下の子一人当たり５万円、住民税均等割のみ課税世帯に対し、住民税非課税世帯と同水準の１０万円を支給する「物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金」を、農林水産業費において、長節地区で実施する「道営農地整備事業」を、また、株式会社Ｊリードによるバイオマス地産地消施設整備のため「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」を、消防費「消防団車両

更新」においては、業務受注者より、入荷予定であった車両本体について、不測の事態により車体メーカーの生産ラインが停止し、入荷できない状況にあるため、契約期限である３月２０日までに納品できない旨申し出があり、令和６年度まで納期が遅延することから、繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施します。

２、「能登半島地震」の被災地支援に係る職員派遣についてであります。

１月１日に発生した「能登半島地震」については、２か月以上過ぎた現在においても、１万人を超える方が避難生活を余儀なくされるなど、復旧はまだ道半ばの状況にあります。

このような中、北海道から道内市町村に石川県輪島市での被災地支援として職員派遣の要請があり、３月８日から１７日までの１０日間、職員１名を派遣することといたしました。

派遣期間中は、道職員４名及び道内他市町村職員３名とともに食糧備蓄管理業務に従事する予定であります。

今後においても、人的支援要請があった場合は直ちに応じるなど、復旧に協力してまいりたいと考えております。

この地震により亡くなられた方とご遺族に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以上、行政報告といたします。

●中村議長　これで、行政報告は終わりました。

◎　会議録署名議員の指名

●中村議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、５番藤田博規議員及び６番大崎英樹議員を指名します。

◎　会期の決定

●中村議長　日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１５日までの１０日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（異 議 な し）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１５日までの１０日間に決定しまし

た。

◎　委員会報告第１号

●中村議長　日程第３　委員会報告第１号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長　委員会報告第１号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、調査事件。

（１）令和６年第１回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

（２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

（３）議長の諮問に関する事項。

２、調査期日。

令和６年３月１日。

３、調査の経過。

（１）令和６年第１回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和６年２月２８日招集告示のあった令和６年第１回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、３月１日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

（２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

「豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定する必要があるため、同日の委員会において検討及び協議を行った。

（３）議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、「豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定（案）」及び「令和６年度豊頃町議会議員研修計画（案）」について協議を行った。

４、調査の結果。

（１）令和６年第１回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、３月１５日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取扱いについては、令和５年第４回定例会閉会後に受理したものは１件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和５年第４回定例会閉会後に受理したものは２件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第１号（教育委員会委員の任命）については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の３月６日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第５５条の規定（質疑回数の制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

（２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、議員発議により「豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定」に関する議案を定例会３日目の３月１４日に提出することとした。

（３）議長の諮問に関する事項。

ア、「豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定（案）」及び「令和６年度豊頃町議会議員研修計画（案）」については、議長から諮問のあった内容を協議し、３月１日付け答申した。

以上であります。

●中村議長　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第１号は、報告済みとします。

◎　委員会報告第２号

●中村議長　日程第４　委員会報告第２号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長　委員会報告第２号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、調査事項。
（１）豊頃小学校改修事業について。
２、調査の方法。
説明聴取及び現地調査。
３、調査期日。
令和６年２月６日。
４、調査の経過と結果。
完成間近の豊頃小学校改築工事現場の視察を含め関連する学校施設整備の進捗状況について調査を実施した。
（１）豊頃小学校改築工事を含む関連する事業の全体計画について。
豊頃小学校改修工事を含む「豊頃中学校改築等事業」は、平成３０年度に実施された豊頃中学校の耐力度調査から始まり、令和６年度の旧豊頃中学校校舎の解体工事で事業を終えることとなる。
現段階における事業の進捗状況としては、豊頃中学校改築工事が令和５年２月に完工し、豊頃小学校改修工事も令和６年２月に完工する。
事業費は、豊頃中学校改築工事関連が１９億２，２１３万２千円、豊頃小学校改修工事関連が８億７，３２０万２千円、現豊頃中学校解体工事関連が２億９，３６０万１千円、その他基本設計及び各種調査等が２，９７４万７千円で総事業費は３１億１，８６８万２千円となっている。これら事業の財源としては国からの交付金８億６，４７２万２千円、７割の財政支援が国から受けられる過疎債などの借入が２０億１，９１０万円、その他基金からの繰入金などの一般財源が２億３，４８６万円となっている。
なお、豊頃中学校改築等事業の全体計画には、旧豊頃中学校の跡地利用等に関する事業は含まれておらず、それらについては今後の検討事項となっている。
（２）工事に関連した児童・生徒の移動について。
令和６年４月の新学期からは、改修された豊頃小学校校舎に児童が戻り、児童が移動した後の新豊頃中学校校舎に生徒が移動してくることから、それぞれの校舎に児童生徒が移動する準備をする必要がある。
改修工事が完工した豊頃小学校校舎には、３月上旬から購入備品の搬入をし、また３月２２日の小中学校修了式以降からは専門の引越業者に作業を委託し校舎間での移動作業を終える予定である。
なお、引越作業をスムーズにするため、中学校の新校舎と小学校の校舎を繋ぐ渡り廊下に設置されている間仕切を改修工事完工後の２月下旬に撤去し、校舎間の往来を可能とする予定である。また、中学校の新校舎２階の多目的スペースに仮設の壁を設

置し児童用教室として２教室分確保して利用しているが、４月の中学校始業式前までには仮壁の撤去等の作業を完了させる予定である。

（３）現在の豊頃中学校校舎の解体工事を含む跡地利用について。

昨年の２月に開催された所管事務調査時の説明と同様に、校舎部分は解体し、体育館については取り壊しせずに使用するとしている。

なお、現在の豊頃中学校の敷地内の利用については、現状のまま、夏は野球場及び町営ソフトボール場を中学校の部活動などに使用し、冬はグラウンドに町営スケートリンクを造成し小学校の授業や少年団活動に利用することとしている。

今後は、町全体の土地利用計画の中で旧豊頃中学校の跡地の利用方法について検討し、体育館については、床を人工芝に改修し全天候型の多目的屋内施設としての利用や、現在、倉庫として利用している豊頃佐々田町にある旧豊頃小学校の代替施設としての利用など、将来的な利用方法を検討することとしている。

なお、小中学校の体育授業でのグラウンド使用については、併設校のグラウンドを共用することとしている。

（４）併設校舎の落成式等の開催について。

令和６年３月１６日に新豊頃中学校体育館において「小学校・中学校併設校舎落成式」を開催する予定である。また、同日の落成式終了後には一般の方を対象とした見学会も予定しており、正式に内容が確定次第、関係機関への案内や、広報等での周知を行う予定である。

５、まとめ。

本調査では、完成間近となった豊頃小学校改修工事現場の視察を含め、「豊頃中学校改築等工事基本設計」に盛り込まれていた全体計画の進捗状況について調査を実施した。

概ね完了した豊頃小学校改修工事については、現地において工事関係者及び教育委員会職員から説明を受けたが、「豊頃中学校改築等工事基本設計」に盛り込まれた事項が十分に反映されており、また、基本設計後に発生した新型コロナウイルスなどの感染症対策や暑さ寒さ対策にも対応した校舎に改修されていた。

「豊頃中学校改築等事業」は、令和６年度において実施する豊頃中学校の校舎解体工事で全て事業が完了する。しかし、現豊頃中学校校舎を解体した後の敷地全体の利用内容及び解体しない旧中学校体育館の利用方法は、現状のまま小中学校の児童生徒が利用することとしており、将来的な利用についての計画は示されていないことから、跡地全体の利用についての具体的な計画を早急に町民に示す必要があるのではないかとの意見が出された。

また、工事に係る児童生徒の移動については、児童生徒の学校生活への影響が無い

よう最大限の配慮をするとともに、教職員の負担が過重とならないよう十分に協議し進めることが必要との意見も出された。

現在、教職員を含め学校関係者において児童生徒間における学習面での連携などについて検討がなされているとの報告もあったことから、今後は、児童生徒及び教職員が学校間連携の推進と多様な学びの場として、この併設校舎の機能が十分に発揮されることに期待するところである。

以上。

●中村議長　これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第２号は、報告済みとします。

◎　委員会報告第３号

●中村議長　日程第５　委員会報告第３号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長　委員会報告第３号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、調査事項。

（１）プレミアム付特別商品券の発行状況について。

（２）物産直売所の管理運営状況について。

２、調査の方法。

説明聴取。

３、調査期日。

令和６年２月６日。

４、調査の経過と結果。

（１）プレミアム付特別商品券の発行状況について。

町民の生活支援及び町内の商店街の活性化等のため、プレミアム分及び事務処理費用等の全額を町が補助し商工会が発行しているプレミアム付特別商品券の発行状況等について調査を実施した。

ア、プレミアム付特別商品券の発行実績について。

令和４年度までのプレミアム付特別商品券の販売方法は、販売セット数の２分の１を６５歳以上の方に豊頃町商工会事務所において予約販売をして、残りは一般の方に商工会、農協及び大津支所の窓口で販売をしていた。令和５年度からは６５歳以上の予約販売を廃止し、全ての町民が一律に商工会、農協及び大津支所の各窓口又は電話での受付による完全予約制での販売とした。なお、併せて豊頃町の公式ＬＩＮＥでの受付も開始したことから、購入者の約３割がＬＩＮＥでの受付により商品券を購入している。

令和元年度からの販売実績については、各年度においてそれぞれに４回に分け販売をしており、令和元年度については４回すべてにおいてプレミアム率を２０パーセントとして、延べ２，１４０人が１万５千セット額面で１億８千万円分購入し使用率は９９．６１パーセントとなっていた。令和２年度についてはコロナの影響による景気浮揚対策の為、第１弾ではプレミアム率を２０パーセントとしていたが、第２弾及び第３弾のプレミアム率を３０パーセント、第４弾のプレミアム率を４０パーセントとして販売した結果、延べ２，６４０人が１万８，７００セット額面で２億４，６６０万円分購入し使用率は９９．７３パーセントとなっていた。令和３年度においても景気浮揚対策としてプレミアム率を第１弾から２５パーセントとし、第２弾から第４弾まではそれぞれ３０パーセントとして販売をした結果、延べ２，６８２人が１万９，４００セット額面で２億５，００５万円分を購入し使用率は９９．７３パーセントとなっていた。令和４年度については４回すべてにおいてプレミアム率を２０パーセントとしたことから、購入者数が前年度から減少し延べ２，４９０人が１万９，２００セット額面で２億３，０４０万円分購入し使用率は９９．７５パーセントとなっていた。令和５年度においては、第１弾から第３弾までのプレミアム率を２０パーセントとし、第４弾についてのプレミアム率を３０パーセントとして販売した結果、第４弾の購入者が増加し、全体で延べ２，５８５人が１万９，３５４セット額面で２億３，８５６万円分の購入があった。なお調査時点においては第４弾の商品券の使用期限が３月１５日までとなっていたため使用の実績は出ていなかった。

イ、プレミアム付特別商品券の発行に伴う経済効果について。

プレミアム付特別商品券発行事業は、町外への買い物客の流失を抑えることを目的に商工会が中心となり実施しており、令和元年度から令和５年度第３弾までの商品券の換金実績が１０億６，０７２万１千円となっていることから、本町における住民の生活支援及び本事業に賛同する商工業者の事業継続の一助となっており、本町の経済効果への影響は大きいことが確認できた。

ウ、プレミアム付特別商品券の発行等の事務処理について。

プレミアム付特別商品券発行事業のうち、商品券の発行や参加加盟店の取りまとめ、使用された商品券の換金事務の帯広信金豊頃支店への依頼、本事業実施に伴う町への補助申請などは商工会が行っている。なお、使用された商品券の換金については、町民が商品券を使用し買い物をした店などが、帯広信金豊頃支店の窓口で換金申請書と使用された商品券の裏面にその店の店名等を記載した商品券を添えて届けると、帯広信金豊頃支店に商工会が開設しているプレミアム付特別商品券の口座から申請のあった店などの指定口座に換金分を随時入金することになっている。

エ、プレミアム付特別商品券発行等に伴う町の補助について。

プレミアム付特別商品券発行事業にかかる町からの補助については、商品券の販売価格に上乗せされたプレミアム分と事務経費分の全額である。令和元年度から令和４年度までの補助金の実績では、プレミアム分が１億８，３５２万７，７９５円で、事務経費分は１，６９２万１，５５０円の総額２億４４万９，３４５円であった。また、令和５年度においては概算申請ではあるが、プレミアム分が４，５４５万８千円で、事務経費分は７５６万４千円の総額５，３０２万２千円の補助を見込んでいた。

（２）物産直売所の管理運営状況について。

５月から１１月まで国道３８号線沿いで営業している「（通称）とよころ物産直売所」の管理運営状況等について調査を実施した。

ア、物産直売所の施設等の概要について。

現在の物産直売所本体の面積は３２６．４３平方メートルで平成２３年度に国の補助金等を活用して総工費２，７９６万１，５００円で建設され、また、ソフトクリームなどを販売しているチャレンジショップ販売施設は３９．７５平方メートルで平成２６年度に９１２万６千円で建設されている。

イ、物産直売所の管理の状況について。

物産直売所の施設は町の普通財産で、毎年、町が無償賃借契約を「とよころ物産直売会」と締結し、施設を無償で「とよころ物産直売会」に貸し付けているが、施設の維持管理等については町の責任において行われている。

なお、「とよころ物産直売会」は、豊頃町の地場産品の生産者等に直売及び地域の情報発信の場を提供し、地域経済の活性化を図ることを目的として平成１９年度に設立され、現在の物産直売所と同じ場所で町が整備した常設プレハブ１棟から物産直売会としての営業を開始し、現在に至っているところである。

ウ、物産直売所の出店者の状況について。

物産直売所へは、毎年、町内の様々な業種の個人や事業所等から商品の出店があり、令和５年度においても個人や事業所など４０箇所から商品の出店があった。

エ、物産直売所での物産の売上等の状況について。

物産直売所の営業は、基本的には週３日間（金、土、日曜日）で毎年５月上旬から１１月中旬までの期間営業となっており、本町の農産物や水産物などが一番多く集まる９月、１０月の売り上げが多くなっている。年間の販売額については、約半年間の営業で毎年２，８００万円程度あり、お菓子、水産加工品及び農産物が売り上げの上位となっている。なお、令和５年度の販売額は２，８９９万１５１円となっていた。

オ、物産直売所の今後のあり方について。

とよころ物産直売会設立前から構想のあった道の駅としての通年営業での事業展開については、人員や冬期間の陳列商品の数量確保及び施設の防寒対策など、通年営業に対応することが難しい状況にあるため、当面、現在の営業期間での事業展開を続けることとしている。また、施設管理についても、現在の形態を続けることとし、施設を行政財産とし指定管理者制度の導入などへの移行については、費用対効果の面から現実的でないと考えている。

５、まとめ。

（１）プレミアム付特別商品券の発行状況について。

本調査では、町民の生活支援及び商店街の活性化等のため商工会が発行しているプレミアム付特別商品券の発行状況等について調査を実施した。

プレミアム付特別商品券については、町民の間に浸透しており、また、ＬＩＮＥでの申し込みもできるようになったことから、今後更に広く多くの町民に利用されることが期待されている。しかし、商品券を使用できる店舗等が町内に少ないことから、使用されている店舗等に偏りがあることが確認できた。

本事業については、町外への買い物客の流出を抑えることを目的としているが、今後は、商品券が利用できる範囲を町内に限らず広域化することや、現在、町内の農村部などにおいて高齢者などが広く利用している生活協同組合の移動販売などにも使用できるよう検討すべきではないかとの意見が出された。

また、プレミアム付特別商品券を電子マネーとして利用することや、高齢者等の買い物における移動手段の確保など、プレミアム付特別商品券を利用する方の利便性を更に検討することも必要ではないかとの意見も出された。

（２）物産直売所の管理運営状況について。

５月から１１月まで国道３８号線沿いで本町の地場産品などを販売し豊頃町の魅力の発信の場となっている「（通称）とよころ物産直売所」の管理運営状況等について調査を実施した。

物産直売所には、本町の地場産品のほか「互産互生」で縁のある掛川市や筑西市などの物産等も陳列され、本町の地場産品の特売に限らず、互産互生で取り扱っている物産等の特売イベントには、町内外から多くの買い物客が訪れている。

今後は、当面、期間限定での事業展開を続けることとしているが、とよころ物産直売会設立前から構想のあった道の駅としての通年営業も視野に入れ、人員の確保や冬期間における陳列商品の発掘及び施設の高温・防寒対策などをしていくことが必要ではないかとの意見が出された。

また、施設については普通財産となっていることから施設の管理等の所在が曖昧となっているので、行政財産として施設の位置づけをしっかりとして、将来的には指定管理者制度も検討する必要があるのではないかとの意見も出された。

以上です。

●中村議長　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第３号は、報告済みとします。

◎　議案第９号

●中村議長　日程第６　議案第９号令和５年度豊頃町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長　議案第９号令和５年度豊頃町一般会計補正予算（第７号）について御説明いたします。

補正予算書１ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億７，２５６万１，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億１，８３０万８，０００円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

２８ページをお開き願います。

１款議会費、１項議会費から６６万４，０００円を減額。

２款総務費、１項総務管理費において、１目一般管理費に、３０ページ、公用車購入３５８万円を追加。３目財産管理費に、減債基金積立金２億９，９８０万７，０００円を追加。３２ページ、ふるさと応援基金積立金３，４０４万１，０００円を減額。地域福祉基金積立金３，０１６万７，０００円、行政情報化推進基金積立金２，０００万円を追加するなど、３６ページ、計３億２４１万６，０００円を追加。

２項徴税費から６０万１，０００円を減額。

３８ページ、３項戸籍住民基本台帳費に、（繰越明許費）戸籍・住民基本台帳システム等改修業務委託３４０万２，０００円を追加するなど、計２１２万６，０００円を追加。

４項選挙費から、４０ページ、６６万８，０００円を減額。

３款民生費、１項社会福祉費において、１目社会福祉総務費に、（繰越明許費）物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金給付事業、低所得の子育て世帯分及び住民税均等割のみ課税世帯分、合わせて１，００１万５，０００円を追加するなど、４４ページ、計４３９万４，０００円を追加。

２項児童福祉費において、４６ページ、４目児童措置費から次世代育成支援金１６６万円を減額するなど、４８ページ、計７３７万円を減額。

４款衛生費、１項保健衛生費において、３目保健指導費から、５０ページ、予防接種委託料１７１万円を減額するなど、５２ページ、計５８２万６，０００円を減額。

２項簡易水道費から簡易水道特別会計操出金９４０万２，０００円を減額。

５４ページ、５款農林水産業費、１項農業費において、２目農業総務費から緊急農地基盤整備事業補助金６２９万２，０００円を減額。

５６ページ、４目道営事業費に、（繰越明許費）道営農地整備事業負担金２，２７９万４，０００万円を追加するなど、計１，２６２万３，０００円を追加。

２項畜産業費において、１目畜産業費に、５８ページ、（繰越明許費）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金１億９，０４０万１，０００円を追加するなど、計１億８，６８５万円を追加。

３項林業費において、２目林道整備費から測量設計委託料２２６万５，０００円、林業生産基盤整備道二宮線開設工事２４５万６，０００円を減額するなど、６０ページ、計４４８万円を減額。

４項水産業費から２４０万３，０００円を減額。

６款商工費、１項商工費において、１目商工総務費から、６２ページ、ふるさと応援寄附金事業２，８７４万円を減額するなど、計３，４４９万８，０００円を減額。

７款土木費、１項土木管理費から、６４ページ、２８３万円を減額。

２項道路橋梁費において、６６ページ、２目除雪費に除排雪委託料１，４００万円を追加するなど、計１，１０５万４，０００円を追加。

３項住宅費から、６８ページ、１４万７，０００円を減額。

４項河川費から樋門管理人報酬３５万８，０００円を減額。

５項施設費から、７０ページ、街路灯電気料３９８万４，０００円を減額するなど、計６４６万円を減額。

６項公共下水道費から公共下水道特別会計操出金２８７万１，０００円を減額。

８款消防費、１項消防費から、７２ページ、消防団車両更新２，７７０万円を減額、（繰越明許費）消防団車両更新２，７００万３，０００円を追加するなど、計１０８万８，０００円を減額。

２項災害対策費から、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事７６１万円を減額するなど、７４ページ、計１，０５６万３，０００円を減額。

９款教育費、１項教育総務費から、７６ページ、２６０万４，０００円を減額。

２項小学校費において、１目学校管理費に豊頃小学校等引越業務委託料４６２万円を追加、７８ページ、豊頃小学校改修工事（建築主体、電気設備、機械設備工事）合わせて２，０１２万円を減額するなど、計１，８３３万１，０００円を減額。

３項中学校費において、８０ページ、３目学校建設費から豊頃中学校解体設計委託業務１０６万７，０００円を減額するなど、計５０６万１，０００円を減額。

４項社会教育費において、８２ページ、４目える夢館費から燃料費１４０万円を減額するなど、計６５９万３，０００円を減額。

５項保健体育費において、８４ページ、２目体育施設費から町民プール燃料費１７５万円を減額するなど、８６ページ、計１，１００万６，０００円を減額。

１０款公債費、１項公債費において、１目元金から長期債償還元金１億３６万４，０００円を減額、２目利子、長期債償還利子９５１万２，０００円を減額するなど、計１億１，２８７万６，０００円を減額。

１２款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費から町道災害補修２０万２，０００円を減額。

次に、歳入につきましては、１２ページを御覧ください。

１款町税、１項町民税に６２１万９，０００円を追加。

２項固定資産税に４１６万４，０００円を追加。

３項軽自動車税から６万５，０００円を減額。

４項町たばこ税に４５０万円を追加。

１４ページ、１０款地方交付税、１項地方交付税に普通交付税１億１，３２６万５，０００円を追加。

１２款分担金及び負担金、１項分担金に（繰越明許費）道営負担事業１，００７万６，０００円を追加するなど、計７３７万２，０００円を追加。

２項負担金に一時保育料１５万２，０００円を追加。

１３款使用料及び手数料、１項使用料において、６目土木使用料に住宅使用料４０２万６，０００円を追加するなど、１６ページ、計４３４万９，０００円を追加。

２項手数料から２４万円を減額。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金から１０８万５，０００円を減額。

２項国庫補助金において、３目農林水産業費国庫補助金に（繰越明許費）農業経営高度化推進事業補助金６９９万４，０００円を追加。１８ページ、６目教育費国庫補助金に公立学校施設整備事業補助金２，０８０万３，０００円を追加。７目総務費国庫補助金に（繰越明許費）社会保障・税番号制度システム整備費等補助金３４０万２，０００円。（繰越明許費）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金９９７万円を追加するなど、計４，０１５万１，０００円を追加。

３項委託金に３０８万９，０００円を追加。

１５款道支出金、１項道負担金から２８万円を減額。

２０ページ、２項道補助金において、４目農林水産業費補助金に農業委員会活動促進事業５４９万６，０００円、（繰越明許費）次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金２８６万円、（繰越明許費）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金１億９，０４０万１，０００円を追加、５目消防費補助金に津波避難施設等整備特別対策事業費補助金２４６万円を追加するなど、計１億９，１８６万円を追加。

３項委託金に、２２ページ、１８４万１，０００円を追加。

１６款財産収入、１項財産運用収入に１６６万８，０００円を追加。

２項財産売払収入に７万７，０００円を追加

２４ページ、１７款寄附金、１項寄附金からふるさと応援寄附金３，４００万円を減額するなど、計３，１４４万円を減額。

１８款繰入金、１項繰入金からふるさと振興基金繰入金４，５２０万円を減額。ふるさと応援事業繰入金１，９２０万円を追加するなど、計２，７３９万６，０００円を減額。

２０款諸収入、４項受託事業収入に３４万９，０００円を追加。

５項雑入に、２６ページ、３６１万１，０００円を追加。

２１款町債、１項町債において、６目消防債から消防団車両更新事業２，７７０万円を減額。（繰越明許費）消防団車両更新事業２，７００万円を追加。７目教育債から豊頃小学校改修事業４，０６０万円を減額するなど、計４，９６０万円を減額。

次に、第２条、繰越明許費の補正につきましては、５ページ、第２表繰越明許費補正を御覧ください。

表記載の６事業において、翌年度に繰り越して使用できる経費を２億６，４４６万５，０００円と定め、繰越明許費に追加するものであります。

次に、第３条、債務負担行為の補正につきましては、６ページ、第３表債務負担行為補正を御覧ください。

表記載の５事業を追加し、限度額を１億９２９万６，０００円と定めるものであります。

次に、第４条、地方債の補正につきまして、７ページ、第４表、地方債補正を御覧ください。

表記載のとおり、４事業に係る既定の地方債限度額１１億５，７９０万円を１１億８３０万円に改め、地方債限度額の総額を１１億２,８３８万１,０００円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　１１時１０分まで休憩します。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時１０分　再開

●中村議長　休憩前に引き続き、会議を進めます。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

１２ページをお開きください。

１款町税。

（質疑なし）

●中村議長　１０款地方交付税。

（質疑なし）

●中村議長　１２款分担金及び負担金。

（質疑なし）

●中村議長　１３款使用料及び手数料。

（質疑なし）

●中村議長　１４款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長　１５款道支出金。

（質疑なし）

●中村議長　２２ページ、１６款財産収入。

（質疑なし）

●中村議長　１７款寄附金。

（質疑なし）

●中村議長　１８款繰入金。

（質疑なし）

●中村議長　２０款諸収入。

（質疑なし）

●中村議長　２１款町債。

（質疑なし）

●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

２８ページをお開きください。

１款議会費、１項議会費。

（質疑なし）

●中村議長　２款総務費、１項総務管理費。

（質疑なし）

●中村議長　３６ページ、２項徴税費。

（質疑なし）

●中村議長　３項戸籍住民基本台帳費。

（質疑なし）

●中村議長　４項選挙費。

（質疑なし）

●中村議長　３款民生費、１項社会福祉費。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員　繰越明許費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金給付事業について伺います。

こちらについては、先ほど町長からの行政報告にも詳細が記されておりましたけれども、こちらについて、２点御質問がございます。

一つですけれども、こちら、町長からの説明もありましたけれども、住民税非課税世帯と同水準の１０万円を支給するような内容もありましたけれども、こちらの支給する金額については、１２月の非課税世帯のときに給付していた商品券給付という形になるのか、それとも現金給付になるのか、この給付の形態です。

もう一つは、こちらが成立したとして、どのようなスケジュールで給付までの形をやっていくのかお答えをお願いいたします。

●中村議長　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　御答弁申し上げます。

今回の給付金でございますが、１２月の給付金につきましては、非課税世帯、今回の給付金につきましては、住民税均等割のみ課税される世帯でございます。

御質問のありました給付の方法でございますが、今回につきましては現金での給付を考えてございます。

スケジュールにつきましては、本議会予算成立後、速やかに支出の準備を図りたいと思っておりますし、対象世帯については、前段、北海道のほうでも同様の事業をやってございまして、うちのほうでそのデータを北海道から引き継いでおりますので、年度内にまずは速やかに世帯を確定し、新年度に入ってから給付ということでございます。

以上でございます。

●中村議長　小笠原議員。

●１番小笠原議員　前回の１２月のときの給付のときに町民からも商品券の給付、給付してくれるだけありがたいという声もあったのですけれども、やはり先ほどの事務調査のところのプレミアム商品券のところで、やはり全てのものが豊頃で買えるわけではないというところでは、特に生鮮食品とか、そういったところにも使いたいのだけれども、やはり商品券だと使う範囲が非常に限られてしまうという声もありましたので、こちら全額現金給付という形をしていただけるのは大変ありがたいのかなと思います。

また、令和６年度以降も同様の事業が国のほうから実施されるというような一部報道もありましたけれども、今後のところについても、現金給付のところについては考慮していただきながら、ぜひお願いしたいと思う次第であります。

以上です。

●中村議長　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　様々な住民の皆様の声もお伺いしておりますので、その辺は十分考慮しながら事業を進めたいと思います。

以上です。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　次に進みます。４４ページ、２項児童福祉費。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員　児童福祉費の中の２目子育て支援費の１２節、委託料のところについて伺います。

ことばの教室運営費で委託料が当初予算で６万５，０００円計上されておりまして、こちらがそのまま丸っとマイナス補正という形になっておりますけれども、こちらについては発達支援業務のところの対象児童がいなかったため、このような委託がそもそも発生しなかったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●中村議長　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　御答弁申し上げます。

この発達支援業務委託料の部分でございますが、内容につきましては相談等があった場合に、発達検査というものをこれまで、帯広福祉協会の方に委託をしてやっていたものでございます。その方が、実は今回、発達検査を終了してしまったために、今後につきましては、病院で発達検査を受けていただくということに変更をしたものでございます。病院での発達検査につきましては、料金が発生しないということで、今回につきましては、この６万５，０００円全てを減額しているところでございます。

以上です。

●中村議長　小笠原議員。

●１番小笠原議員　先ほどの鏑木課長の答弁で、病院のほうで診ていただくという話がありましたけれども、こちらの病院というのは豊頃の医院になるのか、それとも、ほかの、例えば十勝の病院等で診てもらうのか、どういうような形になるのでしょうか。

●中村議長　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　検査自体は発達検査というところでございますので、豊頃医院ではなく、専門の病院ということになります。

以上です。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　４８ページ、４款衛生費、１項保健衛生費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　５２ページ、２項簡易水道費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　５款農林水産業費、１項農業費。

説明第１号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長　予算説明書１ページを御覧ください。

説明第１号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和５年度（繰越明許費）において、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第５款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

地区名は、長節地区、継続事業であります。全体事業費１億３，４０８万円、事業予算額２，２７９万４，０００円、負担割合は１７％であります。事業内容につきましては、区画整理を面積４５ヘクタール実施いたします。本事業につきましては、国の補正予算にて配分されたものですが、冬季工事施工が困難なことから、新年度へ繰り

越し事業を実施するものであります。
事業の概要につきましては、以上であります。
なお、道営農地整備事業施工位置図につきましては、裏面２ページを御参照ください。
事業主体は、北海道であります。
説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
●中村議長　質疑ありませんか。
（ 質 疑 な し ）
●中村議長　次に進みます。
２項畜産業費。
説明第２号。
齋藤産業課長。
●齋藤産業課長　予算説明書３ページを御覧ください。
説明第２号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業の施行について御説明いたします。
令和５年度（繰越明許費）において、環境負荷の少ない営農体系を構築するため、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業を施行することとし、第５款農林水産業費に予算計上いたしました。
なお、本事業は、北海道が来年度事業分を繰越明許で計上することに伴い、間接補助事業となる豊頃町においても同様の措置をするよう指示があり、補助事業の事務手続上、足並みを揃えるため繰越明許費として計上させていただいたものでございます。
事業概要について御説明いたします。
事業名は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業であります。補助対象全体事業費は、３億８，０８１万１，０００円。事業予算額１億９，０４０万１，０００円でございます。事業の内容につきましては、基本施設整備でバイオガスプラントの設置でございます。本施設では１日当たり１０８トンの排泄物を処理し、９，１４６キロワットアワーを発電する能力となっております。
事業の概要につきましては、以上であります。
なお、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業の施行位置図につきましては、裏面４ページを御参照ください。
事業主体は、株式会社Ｊリードです。
説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
●中村議長　質疑はありませんか。

６番大崎議員。

●６番大崎議員　今、説明がありましたけれども、若干幼稚な質問かもしれません。今回、繰越明許費で１億９，０４０万１，０００円、これを補助するということの交付金をするということですが、これは全体の事業の中の５０％ということの計算になると思いますが、この全体のＪリードさんという事業主の総体的な事業のどの部分になるのかなと。一般的にいうと、この３億８，０００万円ぐらいではバイオマスプラントはできないと思います。そういうところの、この補助する部分について、まず説明いただきたいというのと。

もう一つは、このバイオマスプラントをやるということは、今後本町におけるいろいろな政策の中でモデルの施設になるのかなという、先進地も管内にありますけれども、そういう中に位置づけとして考えていくべきなのかなという感覚を持っています。したがって、このみどりの食料システムというこの名称はどの部分を我々理解したらいいのかというところの２点を説明いただけますか。

●中村議長　齋藤産業課長。

●齋藤産業課長　まず、一つ目の質問でございます。

本事業は令和３年度からの５年間の事業で、事業総額１８億５，８５０万１，０００円かかります。そのうち、補助として考えているのが、計画されているのが、１０億８，６５０万８，０００円で、今年度の繰越で出す部分が３億８，０８１万１，０００円なのですけれども、この部分は令和５年度の５年度と６年度でプラントの中の機器整備、その部分でかかる経費となっております。

●中村議長　暫時休憩します。

午前１１時２６分　休憩

午前１１時２９分　再開

●中村議長　再開します。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長　御答弁申し上げます。

まず、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業ですけれども、この事業自体は環境負荷低減に向けて持続的な食料システムの構築を推進する事業となっております。その事業の中に、大きく三つありまして、有機農業の推進と、次に環境へ優しい農業への支援、３番目にバイオマス資源への取組とありまして、今回Ｊリードが取り組むのは、その３番目のバイオマス資源への取組について取り組むものです。

以上です。

●中村議長　６番大崎議員。

●６番大崎議員　説明いただきました最初のほうの、３年からこの事業というのは、

聞くところによりますと、令和７年までというふうに聞いています。今回のこの交付金を提案されて、このことについては今５年、６年と言っていました、説明。そうすると、今後はこれに関する内容で、なぜみどりの食料システムということを聞いたかというと、事業のどの部分が該当するのかなという意味合いを確認したかったから聞いたのです。そうすると、これから今年６年と７年ということの事業の中で、プラントに集中するということになると、まだ事業主は期待されていいという考えでもいいのかなという私なりの解釈をしたわけです。したがって、そういうことについて今後の予定される町としての、行政としてのこの事業主にどういう手立てを考えていくことを期待できるかなというところを、事業主に立ち替わって考えると、そういうような思いが出てくるというふうに私は解釈したのです。今の説明からです。したがって、今後については、これについての事業主の地域のプラント、バイオマスと言っていましたから、今、説明で、バイオマスをこれから推進する場合には、このような考え方で位置づけしていいのかというところの考え方はどうでしょうかということを説明いただけますか。

●中村議長　按田町長。

●按田町長　私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

実際、この株式会社Ｊリードのバイオガス発電の施設に関しては、先ほど総事業費含めて、産業課長のほうから御説明のあったとおりなのですが、いろいろと、その補助の、施設の建設については、今までは大体Ｊリードと国の間で進められていたというような形で、国の補助事業、このみどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業ということでございますから、元々国とＪリードが直接整備についてやり取りし、そして補助金、交付金もそういった形になっておりましたから、令和３年度から事業を進めていたというところでございます。ただ、その補助金の要綱と基準が変わった中で、国から北海道の間接補助に変わり、そしてこのたび町の間接補助に補助のルートが変わったということで、今回この繰越明許費で町が予算組みさせていただいて、令和６年に予算を繰り越して交付するような形を取らせていただいたというところであるかなと、そのように思ってございます。

補助金のくぐりのやり取りというのはこういったことなのですが、将来的な事業に関しましては、今、地球温暖化の計画も我が町できました。その中でも、やはりCO_2の削減という中では、このバイオガスの発電の設備も大きな一つのものであると、そのようには考えてございます。ただ、あくまでも民間が整備してやられている部分でありますので、今後そこと町の間でどういうふうな形で有効的にそういった環境政策含めて進めていけるのかというところは、協議はこれからというところなのかなと思っています。ただ、おっしゃるとおり、今後の可能性というところは非常に大きい

と私も思っておりますので、そこはこの事業者、Ｊリードとしっかりと話をしながら、また、場合によっては町内でも個別にそういった展開をするところも今後出てくることも予想されますので、そういった意味では、今度、町が窓口になって対応していかなければならないことなのかなと、そのように私は思っているところでございます。

　以上です。

●中村議長　６番大崎議員。

●６番大崎議員　事業の計画と経緯についての中身から、こういうような政策が変わってきていますよね。財源一つで考えても。今、町長の説明の中で理解はできます。できますが、もう一つお聞きしたいのは、今の財源内訳はそういう事業が民間で先行していてやってきたことについて国も道もこういう理解を深めてくれた。それによって本町は繰越明許費でこれを扱いますと。私は、これはこれでまた政策的に国も道も進めるだろうと思うのです。それは環境事業そのものについての考え方で、やはり本町独自のそういう将来的なこういうバイオマスについての考え方が重要視するであろうと思います。そこに基づいた、やはり財源確保というものも必要ではないかなということで、これが言い換えると一般財源で、本町はこれにプラスあった場合に、今後もこういうことを考えられるかどうかということについてお聞きして、この件については質問を終わりたいと思うのですが。この件だけです。

●中村議長　按田町長。

●按田町長　今後、しっかりとその辺、可能性のほうを検討しながら、場合によっては町としてやらなければ駄目だというところであれば、一般財源の予算措置というところも考えていかなければならないのかなと、そのように考えております。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　次に進みます。３項林業費。

（質疑なし）

●中村議長　４項水産業費。

（質疑なし）

●中村議長　６款商工費、１項商工費。

（質疑なし）

●中村議長　７款土木費、１項土木管理費。

（質疑なし）

●中村議長　２項道路橋梁費。

（質疑なし）

●中村議長　３項住宅費。

（質疑なし）

●中村議長　４項河川費。

（質疑なし）

●中村議長　５項施設費。

（質疑なし）

●中村議長　６項公共下水道費。

（質疑なし）

●中村議長　８款消防費、１項消防費。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員　繰越明許費になっている１７節の備品購入費について伺います。

先ほどの町長の行政報告でも消防団の車両更新においては３月２０日までに納品できないというようなお話がありましたけれども、こちら納期が令和６年度に遅延するというお話がありましたけれども、そちらについて具体的な大体の納期のめどが立っているのか。あと、もう１点、その納期が遅れるということですけれども、これに関して現存の消防車の設備の点検ですとか、そういったところの追加の費用が発生するのかどうかについて伺います。

●中村議長　江口総務課参事。

●江口総務課参事　答弁いたします。

まず、具体的な納期でありますけれども、一応、令和６年７月以降の納期の入荷予定となっております。継続的な現在の車両の維持費ですけれども、追加的な料金はかかる見込みはありません。

説明は以上であります。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　次に進みます。２項災害対策費。

（質疑なし）

●中村議長　９款教育費、１項教育総務費。

（質疑なし）

●中村議長　２項小学校費。

（質疑なし）

●中村議長　３項中学校費。

（質疑なし）

●中村議長　４項社会教育費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　５項保健体育費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　８６ページ、１０款公債費、１項公債費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　１２款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、５ページの第２表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、６ページの第３表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、７ページから８ページまでの第４表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１０号

●中村議長　日程第７　議案第１０号令和５年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　議案第１０号令和５年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

補正予算書８９ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，０４８万8，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，２９７万6，０００円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書より歳出から御説明いたします。

１００ページをお開き願います。

１款総務費、１項総務管理費から道国保連合会負担金５６万７，０００円を減額。

２款保険給付費、１項療養諸費において、１目被保険者療養給付費から４，０００万円を減額するなど、計４，０６０万円を減額。

２項高額療養費から６００万円を減額。

４項出産育児諸費から出産育児一時金３００万円を減額。

１０２ページ、５款保健事業費、１項特定健康診査等事業費において、特定健診受診率向上支援等事業から４９万円を減額するなど、計９６万８，０００円を減額。

２項保健事業費に特定健診３万６，０００円を追加。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金に１３万２，０００円を追加。

２項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子１２万４，０００円を減額。

１０４ページ、３項一般会計繰出金に一般会計操出金６０万４，０００円を追加するなど、計６０万3，０００円を追加するものであります。

次に、歳入につきまして、９６ページを御覧ください。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税から医療給付費分現年課税分２１３万４，０００円を減額するなど、計１９６万８，０００円を減額。

２款国庫支出金、１項国庫補助金から出産育児一時金補助金４万５，０００円を減額。

３款道支出金、１項道補助金から普通交付金４，９６７万４，０００円を減額するなど、計４，９３１万２，０００円を減額。

５款繰入金、１項他会計繰入金から、９８ページ、職員給与費等繰入金５６万７，

０００円を減額。財政安定化支援事業繰入金に２４万３，０００円を追加するなど、計３６万５，０００円を減額。

２項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金５００万円を減額。

６款繰越金、１項繰越金に前年度繰越金６１２万８，０００円を追加。

７款諸収入、２項雑入に、療養給付費等返納金７万４，０００円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

９６ページをお開きください。

１款国民健康保険税。

（質疑なし）

●中村議長　２款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長　３款道支出金。

（質疑なし）

●中村議長　５款繰入金。

（質疑なし）

●中村議長　６款繰越金。

（質疑なし）

●中村議長　７款諸収入。

（質疑なし）

●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

１００ページをお開きください。

１款総務費。

（質疑なし）

●中村議長　２款保険給付費。

（質疑なし）

●中村議長　５款保健事業費。

（質疑なし）

●中村議長　７款諸支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１０号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１１号

●中村議長　日程第８　議案第１１号令和５年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　議案第１１号令和５年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

補正予算書１０７ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９，７８４万８，０００円と定めるものであります。

補正予算の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

１１８ページをお開き願います。

１款総務費、１項総務管理費に介護報酬改定システム改修３９万６，０００円を追加するなど、計４０万円を追加。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費から居宅介護サービス給付費２００万円を減額。地域密着型介護サービス給付費に２００万円を追加するなど、計１００万円を追加。

２項介護予防サービス等諸費から地域密着型介護予防サービス給付費６０万円を減額するなど、１２０ページ、計６５万円を減額。

３項その他諸費に審査支払手数料５万円を追加。

４項高額介護サービス等費に高額介護サービス費６０万円を追加。

１２２ページ、６項特定入所者介護サービス等費から特定入所者介護サービス費１００万円を減額。

３款地域支援事業費、３項包括的支援事業・任意事業費から職員人件費２８万円を減額するものであります。

次に、歳入につきまして、１１４ページを御覧ください。

３款国庫支出金、１項国庫負担金から介護給付費負担金８万円を減額。

２項国庫補助金に介護保険事業費補助金１９万８,０００円を追加するなど、計２２万３,０００円を追加。

４款道支出金、１項道負担金から介護給付費負担金１４万４,０００円を減額。

５款支払基金交付金、１項支払基金交付金に介護給付費交付金８万円を追加。

７款繰入金、１項他会計繰入金から、１１６ページ、その他繰入金６０万８,０００円を減額するなど、計１０５万円を減額。

２項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金１５９万３,０００円を減額。

８款繰越金、１項繰越金に前年度繰越金２６８万４,０００円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

１１４ページをお開きください。

３款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　４款道支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　５款支払基金交付金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　７款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　８款繰越金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

１１８ページをお開きください。

１款総務費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　２款保険給付費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　１２２ページ、３款地域支援事業費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１１号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１２号

●中村議長　日程第９　議案第１２号令和５年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。
●鏑木福祉課長　議案第１２号令和５年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。
補正予算書１２５ページを御覧ください。
第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，１５７万７，０００円と定めるものであります。
補正予算の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。
１３４ページをお開き願います。
１款総務費、１項総務管理費から普通旅費６万８，０００円を減額。
２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金２１３万７，０００円を追加するなど、計１８７万６，０００円を追加するものであります。
次に、歳入につきまして、１３２ページを御覧ください。
１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料に現年度分２１３万円を追加するなど、計２１３万７，０００円を追加。
２款繰入金、１項他会計繰入金から事業費等繰入金３２万９，０００円を減額するものであります。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
●中村議長　説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
１３２ページ、１款後期高齢者医療保険料。
（質疑なし）
●中村議長　２款繰入金。
（質疑なし）
●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
（質疑なし）
●中村議長　質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
１３４ページをお開きください。
１款総務費。
（質疑なし）

●中村議長　２款後期高齢者医療広域連合納付金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１２号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

午前１１時５８分　休憩

午後　１時００分　再開

●中村議長　休憩前に引き続き、会議を始めます。

◎　議案第１３号

●中村議長　日程第１０　議案第１３号令和５年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　議案第１３号令和５年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

補正予算書１３７ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，９３３万２，０００円と定めるものであります。

補正予算の主なものにつきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明

いたします。
　１４６ページをお開き願います。
　１款医院費、１項医院費において、豊頃医院正面玄関床改修工事に１２９万円を追加。備品購入費から７９万4,０００円を減額するなど、計７５万円を追加。
　２款歯科診療所費、１項歯科診療所費から７万7,０００円を減額。
　次に、歳入につきましては、１４４ページを御覧ください。
　１款財産収入、１項財産運用収入から１３万4,０００円を減額。
　２款繰入金、１項他会計繰入金に豊頃医院管理費８８万4,０００円を追加するなど、計８０万7,０００円を追加するものであります。
　以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
●中村議長　説明が終わりました。
　これから、質疑を行います。
　歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
　１４４ページ、１款財産収入。
（質疑なし）
●中村議長　２款繰入金。
（質疑なし）
●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
（質疑なし）
●中村議長　質疑なしと認めます。
　次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
　１４６ページをお開きください。
　１款医院費。
（質疑なし）
●中村議長　２款歯科診療所費。
（質疑なし）
●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
　６番大崎議員。
●６番大崎議員　歳出の中で、病院の床改修ございます。もう少し改修の内容について説明いただけますか。
●中村議長　鏑木福祉課長。
●鏑木福祉課長　御答弁申し上げます。
　この改修工事につきましては、豊頃医院の正面玄関、皆さん、患者さんが利用するところでございますが、現在、土足で入れないことになっております。段差が非常に

ありまして、そこで靴を脱いで診察に上がっていくという形になっております。結構、豊頃医院の患者様は高齢者も多いことですから、そこで靴を脱ぎ履きして上がっていくというのは非常に苦労されている様子も見かけるものですから、その部分について段差をなくして土足で上がれるように、受診できるようにというふうに改修するものでございます。

以上です。

●中村議長　6番大崎議員。

●6番大崎議員　大体、病院の構造を想像しながら聞いていましたが、外からスロープで入って、一端ドアがありまして、中に入ったらまたドアが二重になっているのです。これは当然寒冷地では必要なことかなと。その中で、上がっていって、結果的にはスリッパに履き替えているのです。以前私がそれについて、今後については、医院もそうだけれども歯科もどうだという話も質問をしたことがあるのです。今、課長が説明しているようになれば非常に私はベストだというふうに思います。なぜかというと、これは私どもも靴を脱ぎ履き替えるということの作業が、高齢者になってきますと非常に不安定になるというところが一つあったのです。靴べらもあそこにはあるのですが、短いやつでかがんで転倒した人がいたのです。それで長いやつをということで、私はそういうことを配慮して、私なりに使えたらいいなということ、皆さんもそうだと、長いやつを寄贈してきました。今回こういうものについては、もう土足で入りますから不要になりますけれども、同時に歯科も検討できればどうかなという感じがします。その辺の考え方はどうでしょうということです。

●中村議長　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　今回の豊頃医院の改修につきましては、管内のいろいろな医療機関を見ても、土足で入って診察を受けるというところが多くなってきてございます。そこで今の豊頃医院のドクターとも話をして、そのほうが高齢者の方については非常に受診もしやすいだろうということで改修を決めたところですが、歯科医院につきましても、いろいろな歯科医院ございますので、状況がどうなっているのか、あるいは今の歯科医院の先生がどうお考えなのかということも含めまして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（討論なし）
●中村議長　討論なしと認めます。
これから、議案第１３号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（異議なし）
●中村議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１４号

●中村議長　日程第１１　議案第１４号令和５年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
越谷施設課長。
●越谷施設課長　補正予算書１４９ページをお開き願います。
議案第１４号令和５年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。
第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，２４０万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４４０万７，０００円と定めるものであります。
主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。
１５８ページ、歳出から御説明いたします。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から需用費、電気料５００万円を減額。工事請負費、本管布設工事２９３万３，０００円を減額。
２目簡易水道整備費から工事請負費１９８万円を減額するなど、合計１，１６０万６，０００円を減額。
２款公債費、１項公債費において、長期債償還利子など７９万６，０００円を減額するものであります。
次に、１５６ページ、歳入について御説明いたします。
３款繰入金、１項他会計繰入金から一般会計繰入金９４０万２，０００円を減額。
５款町債、１項町債から茂岩簡易水道基幹的施設改良事業３００万円を減額するものであります。

次に、第２条、既定の地方債の変更は１５２ページ、第２表地方債補正にて御説明いたします。

簡易水道整備事業の限度額を４，６２０万円に、過疎対策事業の限度額を４，６１０万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を９，７３０万円に定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

１５６ページをお開きください。

３款繰入金。

（質疑なし）

●中村議長　５款町債。

（質疑なし）

●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

１５８ページをお開きください。

１款総務費。

７番大谷議員

●７番大谷議員　一般管理費の中の説明の電気料の５００万円について、どのような理由で減額したのかお聞きいたします。

●中村議長　越谷施設課長。

●越谷施設課長　御答弁申し上げます。

年度当初、電気料が１．５倍くらいになるという予定がございまして、それなりの電気料の想定をしておりましたが、実際安価で済んで５００万円の減額となっております。

以上です。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　１６０ページ、２款公債費。

（質疑なし）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、１５２ページの第２表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１５号

●中村議長　日程第１２　議案第１５号令和５年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長　補正予算書１６３ページをお開き願います。

議案第１５号令和５年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５６０万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１,４７４万円と定めるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

１７２ページ、歳出から御説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費から消費税４１万５,０００円を減額。

２項施設管理費、１目下水道施設管理費から電気料１４０万円を減額。２目下水道

施設整備費から下水道施設改築更新工事など１８４万５，０００円を減額するなど、合計４６５万円を減額。

２款公債費、１項公債費から、長期債償還利子など、総額５３万９，０００円を減額するものであります。

次に、１７０ページ、歳入について御説明いたします。

２款使用料及び手数料、１項使用料から下水道使用料、現年度分１６１万７，０００円を減額。

３款国庫支出金、１項国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業６１万６，０００円を減額。

４款繰入金、１項他会計繰入金から、一般会計繰入金２８７万１，０００円を減額。

７款町債、１項町債から社会資本整備総合交付金事業５０万円を減額するものであります。

次に、第２条、既定の地方債の変更は、１６６ページ、第２表地方債補正にて御説明いたします。

下水道事業の限度額を５４０万円に、過疎対策事業の限度額を５３０万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を１，５７０万円に定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

１７０ページをお開きください。

２款使用料及び手数料。

（質疑なし）

●中村議長　３款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長　４款繰入金。

（質疑なし）

●中村議長　７款町債。

（質疑なし）

●中村議長　歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

１７２ページをお開きください。
１款総務費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　２款公債費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。
次に、１６６ページの第２表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。
これから、議案第１５号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

◎　令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針

●中村議長　日程第１３　令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。
初めに、令和６年度町政執行方針について説明を求めます。
按田町長。

●按田町長　令和６年度町政執行方針について御説明申し上げます。
はじめに、先輩諸氏が、報徳仕法の基本理念である「以徳報徳」と堅忍不抜の開拓精神をもって幾多の困難を乗り越え、今日の本町の姿を築き上げられたことに、改めて心から敬意を表し、深く感謝を申し上げるところであります。

私は、今後も本町の基本理念であります「報徳のおしえ」のもと、町民の皆様とともに協働のまちづくりに努め、「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を目指し、人と自然が調和した安らぎと温もりのあるまちづくりを推進する決意であります。

ここに、令和６年豊頃町議会第１回定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、町政に臨む基本姿勢であります。

政府は令和６年度の経済財政運営の基本方針として、コロナ禍の３年間を乗り越え、経済の先行きに前向きな動きが見られるが、一方で、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いていることから、デフレから脱却するとともに、民需主導の持続的な成長、そして、成長と分配の好循環を目指すとし、経済の再生を最優先課題に掲げております。

これらを踏まえた国の予算案は、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げ等の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進など新しい資本主義の実現に向けた取組の加速や、防災・減災、国土強靭化など国民の安全・安心の確保をはじめとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずることにより、６年連続で１００兆円を超える見通しとなり、地方財政計画では、地方交付税総額は昨年度を上回る額となっております。

地方においては、急速に進む少子高齢化や人口減少による住民生活への影響など、多くの課題を抱えております。本町においても同様であり、限られた財源の中で課題を解決しながら活力のある持続可能な自治体運営を行わなければなりません。

私は、こうした時代だからこそ、社会構造や財政構造が大きく変革する中、我が町の将来あるべき姿を描きながら、「第５次豊頃町まちづくり総合計画」に基づき、町民の皆様とともに我が町の基幹産業である農林漁業並びに商工業の更なる発展に努めるとともに、我が町に生まれ育ったことに誇りと自信を持てるまちづくりのために全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

最初に、快適で魅力あるまちづくりであります。

少子高齢化、人口減少など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路を年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところであります。本年度においては、幌岡第３幹線及び幌岡西２線の改良舗装並びに長寿命化計画に基づく橋梁の補修を継続して実施し

てまいります。
　また、住民の生活や産業活動に支障を来たすことがないよう、除雪機械の格納庫新築や除雪機械更新を実施しながら、町道路面の補修、冬季間の除排雪など引き続き適切な町道維持管理に努めてまいります。
　町民の足として１５年目を迎えるコミュニティバスは、通学や通院、買い物等における移動手段として、地域住民の生活に密着した地域公共交通として利用されております。一方、人口減少、少子高齢化社会にあって、利用者のニーズは多様化、複雑化しており、公共交通を取り巻く環境は、高齢者を中心とした交通弱者個々の利便性の確保という課題も存在しています。
　今後、町民の声を反映した交通体系の実現を目指して、持続可能な新しい交通体系の検討を継続して進めてまいります。
　行政情報化の推進については、現在、新鮮な情報をより早く、多くの町民の皆様にお届けするためＬＩＮＥにより町の出来事などを随時発信しており、地区別のごみ収集日や防犯情報など、町民の皆様の日常生活に役立つ情報を含め引き続き配信していくとともに、利用者の増加に努めてまいります。
　また、行政の基幹システムにおいては、町民の皆様がマイナンバーカードを利用して全国どこでも行政サービスを受けられるよう、将来的な経費削減も見据え、国のガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、取り組んでまいります。
　消防・防災対策については、大津地域住民等の参加による避難訓練を継続実施するとともに、町民全体で参加する避難訓練及び職員の災害対応への訓練を実施するほか、全町的に自主防災組織の立ち上げを目指し、防災意識の向上に努めてまいります。
　また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波の発生に備え策定した津波避難対策緊急事業計画に基づき、２か所の津波緊急避難場所に通じる避難路の整備に着手しており、大津地域の多様な避難路の確保に努めてまいります。
　交通安全対策については、各関係機関と協力、連携を図りながら、第１０次豊頃町交通安全計画に基づいた期別ごとの運動を展開するとともに、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努め、交通死亡事故ゼロの維持を目指してまいります。
　また、自転車利用時のヘルメット着用を推進する対策に取り組んでまいります。
　防犯対策については、近年多発する特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、様々な被害を未然に防止するため、広報誌やＬＩＮＥを活用した情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、犯罪被害のない安全な地域づくりに努めてまいります。

住宅環境の整備については、ドリームタウン団地の屋根外壁の塗装を行い住宅の長寿命化を図ります。また、豊頃南町Ａ団地は、玄関ドアや内窓サッシの交換など居住性向上及び脱炭素社会対応を目的とする個別改善工事を行い、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で統内地区及び湧洞地区の老朽化した配水管の更新工事を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、下水道ストックマネジメント計画に基づき茂岩下水浄化センターの施設改築更新工事を実施するとともに、マンホールや下水管渠の補修により適切な維持管理に努めてまいります。また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置について継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、一般廃棄物は本町の処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行っております。

今後、更にごみ減量化の意識が高まるよう啓発に努め、リサイクルを主とした循環型社会の構築に取り組んでまいります。

また、十勝圏複合事務組合による新中間処理施設の令和１０年４月供用に向け、構成市町村と連携し円滑に事業を推進してまいります。

カーボンニュートラルに向けた取組については、私たちのまち豊頃は、河川や緑豊かな自然を有し、伝統や文化など人々を魅了する地域資源に恵まれたまちです。先人から引き継がれた豊かな環境とともにまちの持続的な発展に向けて、町民の皆様とともに地域特性を生かしたまちづくりを進めてまいりました。

近年、地球温暖化による気候変動の影響は、気象災害の頻発など顕著に現れています。本町においても、強力な台風や集中豪雨により、浸水被害が発生するなど町民生活に大きな影響をもたらしています。

そのため、私たち一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって豊頃の恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

このことから、町は「２０５０年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、町民、事業者及び行政の「オール豊頃」で脱炭素社会の実現に向けて、全力で取り組むことをここに宣言します。

本年度は、温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備の設置並びに電気自動車等の購入に対する支援事業や、役場庁舎に太陽光発電システムを設置し庁舎の電力の一部を賄う事業に取り組んでまいります。

公園緑地の整備については、児童公園の遊具点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努め、利用しやすい環境整備を行うとともに利用者の利便性と安全の向上を図ります。

移住・定住対策については、本町の住民基本台帳における人口の推移は、令和６年１月末現在、昨年同期との比較で５５人減の２，９２２人であり、１．８％減少しております。

そうした人口減少問題そして少子高齢化に対応するため、人口の町外流出抑制につなげる移住・定住対策として、町内で新築住宅や中古住宅を取得する方に対する助成や、町内から町外へ通勤される方に対する通勤助成などを継続していまいります。

また、茂岩栄町分譲地は、６区画中４区画が成約に至っており、今後も住宅建設を促進するため、新たに豊頃南町（町独身者住宅北側）の町有地を宅地として分譲を開始いたします。

次に、豊かな資源を生かしたまちづくりであります。

現在、国において、「食料・農業・農村基本法」の改定が進められております。本法は、農政の基本理念と政策の方向性が示されたもので、安定した食料生産に対しての生産基盤や生産性向上の重要性が盛り込まれております。

本町では、畑作の道営土地改良事業による土地基盤整備を実施し、湿害に強い農業基盤を確立してまいります。また、緊急農地基盤整備事業を継続し、持続可能な生産基盤を確立するとともに、農作物食害対策として鳥獣被害防止対策事業を実施し、農産物の安定した生産量確保に向けた取組を進めてまいります。

依然として高値で推移している資材費についても、豊頃町農業協同組合と連携し国、北海道の施策を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

さらには、豊頃町農業委員会と連携し、農業経営基盤強化促進法による農地の面的集積を進めるとともに、国等の事業を活用してスマート農業を促進し、生産性向上への取組を進めてまいります。

畜産業においては、家畜伝染病対策として、ワクチン接種を中心とした予防体制の充実を図るとともに、早期発見の取組を進めてまいります。また、営農資材費の価格高騰対策として家畜飼養水緊急支援事業を継続するとともに、豊頃町農業協同組合と連携し国、北海道の各種事業を活用しながら必要な対策に取り組んでまいります。

畜産基盤の整備を図るため公社営事業畜産担い手育成整備事業を継続して実施するとともに、畜産・酪農収益力強化整備事業（クラスター事業）により、生産性の向上に向けた取組を支援してまいります。

さらには、黒毛和種繁殖経営の安定化を図るため、地域に根差した特色ある繁殖牛群を構成することを目的とした、豊頃町和牛改良生産組合による生産改良事業に支援

してまいります。

林業振興については、本町は森林資源が豊富であり、町民の生活や産業に密接に結びついており、また、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を担っていることから、豊かな森づくり推進事業や森林環境譲与税の活用により、一般民有林の森林整備を推進し森林資源の維持増進を図ります。

また、町有林においても、計画的に森林整備を実施するとともに、森林整備の基盤となる林道の整備及び避難路としての活用も期待される道営林道事業による森林管理道大津長節線の測量及び開設工事を実施してまいります。

エゾシカなどによる鳥獣対策については、猟友会の協力を得ながら、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を行い、被害の抑制に努めるとともに、ヒグマが人里へ出没することが多くなっていることから、町民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

漁業振興については、サケ定置漁業をはじめ本町の主要な漁業が不漁に見舞われており、本町の漁業生産にとって深刻な状況が継続しております。魚価も下落傾向にあり、漁業者の収入減少がより深刻化していることから、一刻も早い前浜資源の回復のため、サケ孵化放流事業や種苗中間育成事業等を継続して推進するほか、漁業者の負担軽減のための支援を実施してまいります。

また、十勝川からの流木の流出及び海岸への漂着については、近年継続的に発生しており、漁網の損傷などの被害をもたらしているため、沿岸４町、３漁協により北海道に対し海岸漂着物（流木）の再流出防止対応に関する要請を継続して行い、漁業者の不安払拭のため、関係機関と連携し発生時の早期対応を実施してまいります。

大津漁港では衛生管理施設として荷捌所周辺の屋根掛け整備が進められており、令和６年度に一部完成の見込みとなっております。魚価が下落傾向にある中、衛生管理基準を満たすことによる漁獲物の品質向上や付加価値向上に期待を寄せるところであり、漁業者の収入安定に寄与するよう、整備を担う国に対し早期完成及び継続的な漁港整備を引き続き要請してまいります。

商工業の振興については、購買人口の流出を抑制し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図り、近年の物価高騰による町民の消費の下支えを目的に、プレミアム付商品券発行事業を継続して実施してまいります。

また、商店街では経営者の高齢化や後継者問題等により、空き店舗等の存在が商店街の一連の街区形成を難しくしており、周遊性や活気が低下するだけでなく、車を持たない高齢者等が必要な食品や日用品の買い物が困難になることから、町民が安心して暮らせる町づくり実現のために、商工会と協力し知恵を出し合い課題解決に取り組んでまいります。

互産互生事業については、地域商社を核として、姉妹都市である福島県相馬市、そして報徳のおしえでつながる茨城県筑西市での物販交流を基軸とし取り組んでまいりました。今後は、互産互生の原点であるお互いの地域にない産物や技術などを相互に提供し合い、経済活動や人的交流の中から新たな価値を創造するための取組へと発展させ、地域活性化のため地域商社と連携し事業を進めてまいります。

観光の振興については、本町の観光資源である「はるにれの木」や「ジュエリーアイス」への観光客の入込数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、コロナ禍が明け回復傾向にあり、今後も伸びていくものと見込まれます。

今後、観光客の増加によるオーバーツーリズムの再燃も懸念されることから、観光客と地域住民の生活環境の調和を図るため、観光マナー等について周知を行い、観光拠点の充実と持続的な観光を目指してまいります。

続いて、躍動感あふれる人づくりであります。

本町は、東京学芸大学と教育を柱とした「関係人口」の拡大を目指して令和３年度に連携協定を締結しており、引き続きお互いの経営資源を相互活用し、地域間交流を進めてまいります。さらに、地域おこし協力隊員を招致し、地域課題の解決と地方創生の加速化に取り組んでまいります。

また、姉妹都市との交流については、本年度は富山県滑川市と姉妹都市締結４０周年に当たることから、町交流協議会と連携し、滑川市訪問団ツアーを実施してまいります。

教育においては、本町の教育大綱の目標である「報徳のおしえを育む教育　生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進するため、総合教育会議等を通して教育委員会と意思疎通を図りながら本町の教育課題を共有し、よりよい教育行政を推進してまいります。

学校教育においては、豊頃小学校と豊頃中学校の併設校舎が完成し、４月から供用を開始することから、町内小中３校間の連携を更に推進し、小中学校９年間の義務教育を効果的・効率的に実施してまいります。

また、豊頃中学校の旧校舎については解体工事を行うこととし、併せて跡地一帯の活用方法について本町の将来あるべき姿を見据えて幅広い協議を進めてまいります。

社会教育においては、町民一人一人が生きがいを持って充実した生活を送ることができる生涯学習社会の実現のため、える夢館の整備充実や学習機会の提供に努め、町民の学習意欲向上を喚起し、協働の心と絆を育み生涯学び続けることができる環境づくりに努めます。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら、相馬市・滑川市との少年親善使節団による派遣・受入れ事業を中心に交流事業を進めてまいります。

次に、健康で心ふれあうまちづくりであります。

子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、「第２期豊頃町地域福祉計画」により、心が通うやさしい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が営めるよう保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

子育て支援については、少子化の進行や核家族化など、子どもたちが直面する社会課題（いじめ、貧困、虐待など）が、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすとされる中、「第２期子ども・子育て支援事業計画」が最終年となることから、第３期計画策定作業を行い、教育と保育の提供体制を確保し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えてまいります。

保育については、保育所・学童保育所の機能及び保育の質の向上に努め、各種感染症や事故防止対策を図り、安心・安全な保育環境と適切な支援を行うことができる体制を確保してまいります。

また、保育ＩＣＴシステムを活用して登所・降所管理などを行い、保護者の利便性向上と職員の業務負担軽減を図るとともに、施設の照明をＬＥＤ照明に更新し、施設の安定した明るさと安全性を確保し、快適な保育環境を整えてまいります。

「ことばの教室」については、相談支援専門員の有資格者を増やし、専門的な支援と相談支援を実施し、早期発見・早期療育を目指してまいります。

「子育て支援センター」については、親が抱く育児・発達への不安や孤立感の解消のため、交流・相談の場を提供し、安心して子育てができるよう関係機関・部署と連携を一層強化し、支援の充実を図ります。

さらに、次代を担う子どもたちの健全な育成と子育て世代の定住促進を図るため、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金の支給や、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を継続して実施するとともに、高校修了までの医療費無料化や新生児に対する聴覚検査の公費負担を継続し、ひとり親家庭の医療費助成など、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図ってまいります。

また、妊娠・出産・養育期における子育て世代の育児不安や孤立感の解消のため、「子育て世代包括支援センター」の相談・支援体制を強化し、妊娠時、出産時に伴走的相談と応援給付を行う「出産・子育て応援給付事業」、産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るため「産後ケア事業」を実施してまいります。

高齢者対策については、全国的に団塊の世代が７５歳となる２０２５年が目前に迫る中、本町の高齢化も依然として進んでおり、高齢化率は本年１月末で４１．２％となっております。

本年３月に策定した「第９期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」を着実に実

施し、高齢者が自立しいきいきとした生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを関係機関と連携しながら推進してまいります。

また、高齢者の健康と福祉を増進させるため、高齢者の特性に応じた保健指導と介護予防の一体的事業に取り組み、高齢者の健康状況や生活機能の両面を支援してまいります。

介護保険事業については、地域包括支援センターを中心に様々な関係機関と連携を図り、高齢者等が要介護状態や要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるようきめ細やかな支援を行うとともに、様々な職種の関係者が協働して個別支援の在り方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を引き続き開催し、「地域包括ケアシステム」の取組を推進してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業を継続して取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りや生活支援などの事業を継続して実施いたします。

障がい者（児）福祉については、全ての障がい者（児）が安心して地域社会で生活できるよう「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者（児）を地域全体で支えるシステムを、関係団体と連携し進めてまいります。

また、障がい者の自立と障がい児の療育に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援事業所」による適切かつ円滑な指定計画相談支援等の提供を確保してまいります。

国民健康保険事業については、北海道が中心的な役割を担い、全ての人が必要な医療を受けられるよう国民健康保険制度の持続可能性を確保するため、事務の広域化や効率化、生活習慣病予防対策強化等の医療費適正化対策など、統一化に向けた取組が進められ財政運営の安定化が図られております。

事業の統一化で算定方法が変更されたことによる保険税の上昇は、被保険者の急激な税負担を避けるため基金等の繰り入れにより抑えていますが、北海道が目指す令和１２年度の統一保険料に向け、段階的な国民健康保険税の改正を進めてまいります。

また、本年１２月２日に現行の紙の健康保険証が廃止され、マイナ保険証に移行することが決定されております。マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードと健康保険証が紐づけられていない方に対しては、健康保険証の代わりとなる「資格確認証」を交付することから、被保険者が混乱を招くことのないよう事前の周知を十分に行い事務を進めてまいります。

保健事業については、本年３月に策定した「第２期豊頃町健康増進計画」を基に、人生の全ての時期がつながっていると捉え、一人一人の生活がより良くなるように適

切な情報や支援を行うことにより、全ての町民を対象とした健康づくりを推進し、健康寿命及び平均寿命の延伸を目的とした取組を推進してまいります。

成人期においては、本年３月に策定した「第３期データヘルス計画」と「第４期特定健康診査等実施計画」を一体的に推進することで、健診結果やレセプトデータ等を分析した上で特定健診受診率向上対策、糖尿病性腎症重症化予防、メタボ及び生活習慣病予防等の保健事業をより効果的に実施し、町民の健康の保持・増進、医療費適正化を目指してまいります。

高齢期においては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組み、通いの場でのフレイル（加齢による心身の衰え）予防の普及啓発等により、全体としての健康リスクの低下を目指す支援と、個人を対象にした低栄養防止や、健康状態不明者の把握などでリスクの高い人を特定し、健康的な生活を送ることができるよう指導をしていく支援を実施し、高齢者が自立し、いきいきとした生活を送ることができるよう関係機関と連携し支援してまいります。

また、重篤疾病予防対策として、長期にわたる後遺症によりＱＯＬ（生活の質）が著しく低下する帯状疱疹の発生リスクを低下させるための帯状疱疹ワクチン接種に助成を行い、接種希望者の経済的負担軽減と医療費抑制に努めます。

乳幼児健康診査やわんぱく広場（母子の健康相談）、巡回ドック、保健指導など町の保健事業の中心となっている保健センターは、平成８年の開設から２８年が経過し、温水ボイラーが耐用年数を迎えていることから施設利用者の安全性の向上等を図るため更新いたします。

町立豊頃医院及び大津診療所においては、安心・安全な医療体制構築を目指し、指定管理者との協議を進め、疾病の予防及び早期発見のため豊頃医院での骨粗しょう症検診などの各種検診を実施してまいります。

また、電力を安全・安定的に供給するために設置している高圧受電設備を更新し、町内唯一の医療機関である豊頃医院の医療サービスの安定供給と信頼性向上を図るとともに、施設内の照明を計画的にＬＥＤ照明に更新し、受診者の安全性と安定した明るさを確保してまいります。

町立歯科診療所においては、築１９年を迎え外壁塗装の劣化が見られることから、施設の長寿命化と安全性を確保するため外壁及び屋根の塗装改修を行ってまいります。

最後に、みんなが力を合わせるまちづくりであります。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政がともに支え合いながら、地域主体のまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり地域提案支援事業」が事業開始

から１５年が経過いたしましたが、町民の皆様に浸透し各地域づくり協議会や行政区をはじめとする多くの団体に活用いただき、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も、実情に沿った事業メニューの検討を行うなど、地域の課題解決のための町民の皆様の自主的な活動に対し支援を継続してまいります。

行財政の運営については、限られた財源の中で、バランスの取れた効果的な行政運営はもちろんのこと、多様化する住民ニーズなど行政課題に的確に対応するためには、庁内の横断的な連携を強化しながら、これまでの行政手法にはない新たな発想が求められることから、職員の人材育成に努めていくとともに、町民の皆様との協働により、創意工夫を凝らし、きめ細やかな取組をこれまで以上に進めてまいります。

また、第７次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組み、持続可能な行財政構造や簡素で効率的な組織体制の確立に向け、常に検証・改善・実践を実行してまいります。

以上、令和６年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。

終わります。

●中村議長　２時１０分まで休憩いたします。

午後　１時５９分　休憩

午後　２時１０分　再開

●中村議長　休憩前に引き続き、会議を進めます。

令和６年度教育行政執行方針について説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長　はじめに。

令和６年第１回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

近年発生した世界規模での感染症拡大や国際情勢の不安定化、社会情勢においても少子・高齢化や地球規模の気候変動、格差の固定化と再生産などの社会的な課題と、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やＧＸ（グリーントランスフォーメーション）など社会により良い変化をもたらすと言われている変革など、現代はあらゆる事象が予測困難な時代であると言われております。

本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、

持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められており、それらを担う教育の役割も更に重要視されております。

町民一人一人が主体的に地域に参加し、生きがいを持って充実した生活を送ることができるウェルビーイングの向上を図り、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ　いきいきと輝く　町民をめざして」の実現に向け、次の教育行政を着実に推進してまいります。

２、教育環境の整備充実。

３年がかりで整備を進めてまいりました豊頃小学校及び豊頃中学校の併設校舎が先月完成し、４月からは児童生徒が施設を共用する新たな学校生活が始まります。渡り廊下でつながっている校舎の利点を最大限に活かし、多様な異学年交流の活発化や、より多くの教員が児童生徒に関わる体制の確保、更には町内小中学校３校が義務教育９年間を通した「目指す子ども像」を共有し、系統性と連続性を持った小中連携教育を推進してまいります。

また、保護者の教育費負担軽減を図るため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金、検定受検料助成等の事業を継続して実施してまいります。

文化・スポーツ活動の場となる各学習施設について、総合体育館については、アリーナ部分の暖房増設や運動器具の更新を実施するなど、老朽化した設備の整備を進めながら安全・安心に配慮した施設運営に努めてまいります。

また、本町の文化活動の拠点施設となるえる夢館や図書館については、生涯学習に関する相談や情報提供にきめ細やかに対応し、生涯を通じた学びの機会の充実につなげてまいります。

３、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

（１）毎年度実施される全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、全児童生徒１人１台のタブレットを活用した学習を積極的に取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、アクティブ・ラーニングの視点である「主体的・対話的で深い学び」へとつなげてまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、学習の仕方や学習習慣が身に付くよう、家庭と連携を図りながら学力の定着に取り組んでまいります。

（２）児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に行われている道徳の授業において、人を思いやる心や命を大切にする心など、社会性や豊かな人間性を育むために発達の段階に応じた道徳教育を進めてまいります。

また、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動等

を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら「子ども報徳訓」の実践に努め、自らの生き方を主体的に考え、行動することができる力を育む活動を推進してまいります。

（３）子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成については、日常生活の場である学校、家庭、地域社会が連携して取り組むことが必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた対策を取り組んでまいります。

また、休日の学校部活動の地域連携・地域移行が求められている「部活動改革」については、豊頃町部活動地域移行検討協議会を中心に協議を行い、地域や保護者、各関係機関との理解と協力を得ながら、スポーツ少年団活動も考慮しつつ、将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するための検討を進めてまいります。

（４）学校給食センターについては、開設以来２０年以上経過しておりますが、令和６年度については、食器食缶消毒保管機を購入するなど、計画的な設備更新を毎年進めております。設備・食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちに安心・安全な給食を提供できるよう取り組んでまいります。給食費につきましては、物価の高止まりが続いており食材購入にも影響が出ているところですが、引き続き材料費の一部を町費で負担するなど、保護者負担を増やすことなく栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように栄養教諭による食育に関する指導を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」などを実施してまいります。

（５）特別支援学級の児童生徒には、学級担任のほか特別支援教育支援員を配置し、その他の全教職員も含めた支援体制をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的な配慮の提供や学びの場の整備など「インクルーシブ教育」の構築を目指してまいります。

（６）社会や経済のグローバル化が進み、国際的な立場から持続的な発展を生み出す人材が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、小中学校の英語科授業に外国語指導助手を派遣し、授業補助を積極的に実施します。

また、本町と連携協定を締結している東京学芸大学の学生等の受入れや北海道教育

大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる育成に努めてまいります。

４、地域とともにある学校づくりの推進。

児童生徒の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところであります。

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進める「学校運営協議会」により、地域の人々と教育目標や学校経営ビジョンを共有し、地域住民も学校運営や教育活動に積極的に携わり、共に一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

５、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

教職員の働き方改革における重点課題の一つである長時間勤務について、ＩＣＴを利用した在校等時間の客観的集計とホームページ等による記録公表を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら業務の適正化を図ってまいります。

また、校務支援システムを活用した業務改善、ストレスチェックによる心身の健康保持など、「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」に基づく労働環境の整備を進め、教師が本来業務に集中し、学校教育の質の維持向上につながるよう取り組んでまいります。

６、健全育成、安全教育の推進。

（１）いじめ防止対策推進法に基づき各学校で策定した基本方針により、いじめの未然防止、積極的な認知による早期の組織的対応など、防止対策の強化に向けた適切な対応が図られるよう取り組んでまいります。

また、スマートフォンやＳＮＳ等の利用によるトラブルに巻き込まれないよう、教職員によるネットパトロールを実施するほか、情報モラル教育により児童生徒がデジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育みます。

また、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続についても学校と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

（２）「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施、交通安全教室の開催により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進してまいります。

また、児童生徒を犯罪から守るため、地域の見守りや情報共有を図るほか、各学校において犯罪教室等を実施するなど、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることを目指し、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的に実施し、自ら命を守り抜くため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

７、共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進。

本町の社会教育が目指す姿は、第９次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。町民の主体的な参加による持続可能な地域づくりに向けて、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで郷土の発展につなげてまいります。

（１）少年教育。

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの中で豊かな人間性や社会性などを身につける大切な時期であります。「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などの自然や歴史の特色を生かした体験学習事業を実施し、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、自ら学び、自ら考える力が身に付くよう取り組んでまいります。

また、幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会の開催や、本に親しむきっかけづくりとしてブックスタート、セカンドブック事業を実施するなど、子どもたちの情操を育む機会を充実してまいります。

（２）成人教育。

〇青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

〇成人一般教育。

町民の高度化・多様化する学習要求に応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

〇高齢者教育。

誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる学習活動の場として、豊寿大学や生涯教室を開設し、高齢者の「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援に引き続き取り組んでまいります。

（３）芸術・文化。

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に芸術鑑賞会や各種講演会等を開催

し、優れた芸術・文化に触れる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、町民文芸誌「河口」の発行などを通して文芸活動を推進してまいります。

（４）文化財。

本町に数多くある有形・無形文化財や記念物などの文化財資料の適切な保護・保存・活用や民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動に取り組んでまいります。

また、令和５年度から整備を進めている二宮報徳館の展示施設改修については継続して実施し、報徳のおしえや二宮尊親翁の業績等の資料整備を完了させ、今後、様々な学習場面での活用へとつなげてまいります。

（５）社会体育。

多様化するスポーツ活動の要求や年齢・体力に応じたスポーツに親しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催など、幅広い世代が通年で心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

８、開かれた教育行政の推進。

教育委員会では、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和６年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育　生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小中学校が連携して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだたくましく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対する御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。

ありがとうございます。

●中村議長　これで、令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が終わりました。

◎　議案第１６号

●中村議長　日程第１４　議案第１６号豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長　議案第１６号豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書１ページを御覧ください。

初めに、改正の趣旨でありますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正により条項のずれが生じたことに伴い、条例で引用する条項の整理を行うものです。

改正内容につきましては、議案説明書１ページ、説明第１号のとおりです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員　今回、国の法改正に伴った条例改正ということですけれども、今回の国の法改正で、これまで空家に関しては特定空家、周囲に著しい悪影響を及ぶす空家として特定空家のみ制定されていたわけでありますけれども、今回の法改正でその前段階のこのまま放置してしまうと特定空家になってしまうという空家というのが管理不全空家として新しいカテゴリーが設定されたわけであります。これに伴って、この新しい一部改正された法律で第１２条から第１４条というところが国の法律で条文が追加されたわけでありますけれども、こちらに対応する管理不全空家の条文に対応するところが、今回の改正案の豊頃町の条例にはまだ反映されていないというような状況であります。このところの国の改正を受けまして、今後まだ反映されていない法律に対してどのような対応をしていくのか伺います。

●中村議長　加藤住民課長。

●加藤住民課長　この度の条例改正におきましては、条項ずれのみを改正することとさせていただいています。現在、策定作業中であります豊頃町空家等対策計画や改正空家特措法による各種対応等を踏まえ、町が行う空家等の対策について内容を整理して、今後必要に応じて条例改正を提案していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長　ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１７号

●中村議長　日程第１５　議案第１７号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長　議案第１７号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書３ページを御覧ください。

初めに、改正の趣旨でありますが、国民健康保険制度改革に伴い、令和１２年度から実施予定の統一保険税への対応として改正するもので、国保税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額それぞれにかかる所得割額を改正するものであります。

次に、改正内容についてでありますが、第３条第１項の改正は、基礎課税額の所得割額の税率を現行の１００分の５．９から１００分の６．４に、第６条の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を現行の１００分の１．５から１００分の１．９に、第８条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の税率を現行の１００分の１．０から１００分の１．３に改めるものです。

なお、附則としまして、施行年月日及び適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年２月９日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおり答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１８号

●中村議長　日程第１６　議案第１８号豊頃町立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森教育課長。

●森教育課長　議案第１８号豊頃町立学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

議案書５ページ目をお開きください。

豊頃町立学校設置条例は、学校教育法で規定する本町の小学校及び中学校の設置について定めたものであります。

現在、令和４年度に完成した豊頃中学校新校舎につきましては、豊頃小学校改修工事を行うため、豊頃小学校児童が新校舎を仮使用しているところですが、当初の計画のとおり、改修工事が２月に完工し、４月から豊頃小中学校併設校舎が供用開始となる予定であります。これに伴い、豊頃中学校が新校舎へ移動し位置が変更となるため、本条例を改正する条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、第３条関係の別表第２、豊頃中学校の位置を豊頃町中央若葉町１１番地から２２番地１に改めるものであります。

なお、附則としまして、本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第１９号

●中村議長　日程第１７　議案第１９号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　議案第１９号豊頃町立保育所条例の一部改正の提案理由について御説明いたします。

議案書７ページを御覧ください。

本案の改正趣旨は、現在、子育て支援所長が当たることとなっている保育所長について、保育所運営に求められている子どもたちの安全や個々の発達を促すための資質、保育や幼児教育、保護者対応等、保育所運営に必須の専門性の高い能力を持った職員が保育所長に就き、安全で効率的な保育所運営ができるよう改正するものです。

改正内容は、第３条第１号に保育所に置く職員として所長（子育て支援所長をもって充てる。）と定められているものを（子育て支援所長をもって充てる。）の一文を削り、所長に改めるものです。

附則として、この条例は、令和６年４月１日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

　これから、議案第１９号を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

　したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第２０号

●中村議長　日程第１８　議案第２０号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

　鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長　議案第２０号豊頃町介護保険条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

　御説明の前に、議案第２０号の一部に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

　訂正箇所につきましては、お手元に配付させていただいております正誤表のとおりでございます。

　おわびして、訂正申し上げます。

　それでは、議案書９ページを御覧ください。

　介護保険制度では、制度を円滑に運営するために３年ごとに事業計画の見直しを行うこととなっており、今般、令和６年度から令和８年度までの新たな第９期介護保険事業計画を作成したことに伴い、計画に基づき、令和６年度から令和８年度までの３年間の介護保険料率の改正が必要になったこと及び介護保険法施行令が改正されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

　６５歳以上の方、いわゆる第１号被保険者の介護保険料率の改正につきましては、今後３年間で必要となる介護保険サービスの給付費や被保険者数の見込みを基に算定したところですが、保険料の上昇を抑えるために一部介護給付費準備基金を取り崩すこととし、基準月額を第８期中の４，８１５円、月額４，８１５円に据え置くこととしております。

　なお、第９期介護保険事業計画につきましては、本町介護保険運営協議会に諮問

し、適正である旨の答申を得ておりますので申し添えます。
それでは、改正内容について御説明いたします。
議案説明書９ページ、説明第３号を御覧ください。
第２条第１項各号に定める保険料率の期間であります「令和３年度から令和５年度までの」を「令和６年度から令和８年度までの」に改め、同項の第１号に定めております介護保険料の額を「２万６，２００円」に、第３号に定めております介護保険料の額を「３万９，８００円」に改め、第１０号から第１３号の段階ごとの介護保険料の額につきましては新たに追加し、同条第４項各号に定める保険料率の期間を、議案説明書１０ページ、「令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、同項の第１号から第３号に定めております介護保険料の額について、議案説明書左側の現行保険料にありますところを右側の改正後の保険料のとおりに改めます。第４条第３項は、介護保険料の多段階化に伴い、月割算定するものが増えたことにより、介護保険法施行令が改正されたことに伴う改正で、第４条第３項中、賦課期日後において、第１号被保険者の資格取得喪失等があった場合に月割算定する保険料の額の合算とするものの規定を追加し、議案説明書左側の現行の部分から右側の改正後に改めるものであります。
なお、附則として、第１条に施行期日を、第２条に保険料率に関する経過措置をそれぞれ規定しております。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
●中村議長　説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
（ 質 疑 な し ）
●中村議長　質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（ 討 論 な し ）
●中村議長　討論なしと認めます。
これから、議案第２０号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（ 異 議 な し ）
●中村議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

◎　同意案第２１号

●中村議長　日程第１９　同意案第１号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長　議案書１１ページをお開きください。

同意案第１号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本年３月３１日をもって任期満了となります現委員の鈴木千賀子氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町１１３番地。

氏名は、鈴木千賀子氏であります。

任期は、令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第１号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、同意案第１号は、同意することに決定しました。

◎　請願の委員会付託

●中村議長　日程第２０　請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長　請願文書表。

受理番号１。

受理年月日、令和６年２月２７日。

件名、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町１２番地、豊頃町農政協議会執行委員長、前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長　ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎　休会の議決

●中村議長　日程第２１　休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、３月７日から同月１１日までの５日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（異 議 な し）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、３月７日から同月１１日までの５日間を休会とすることに決定しました。

◎　散会宣告

●中村議長　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後　２時４７分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名します。

議　　長

署名議員

署名議員